



虹の広場

ら進めている。また、不登校の保護者の実践発表を聞く場等を紹介しており、本市から参加された保護者もいる。指導員が日常しっかり話をしており、三者懇談もしているの
で、子どもの意見をしっかりと聞きたい。不登校で「虹の広場」に来ていない子どもは、担任、スクールカウンセラー等を通じて、より意見を集約して、反映させたい。

問 現状で完璧と思っているのか。腹を据えて不登校のことを考えるつもりはないのか。
答 一番大事なことは、不登校になつている子どもたちと先生が心を通わせることである。学校が終わると、できるだけ担任が家庭訪問をしており、保護者や本人を交えて、

不登校を早く改善しようと努力している。現状で満足しているわけではないが、これからも子どもたちと心を通わせてやっていきたい。

市 税

問 平成27年度の差し押さえ件数の推移、実施状況は。

答 一般会計で差し押さえ件数562件、金額が1億3,264万6千円。国民健康保険特別会計で差し押さえ件数255件、金額は7,624万4千円。合計817件、2億889万円。

問 差し押さえをする際に国税徴収法の差し押さえ禁止財産を遵守しているのか。

答 法律に基づき、生活に欠くことのできない衣服や家具等、所得税・住民税・社会保険料・生活扶助の基準額を除いた給与、社会保険制度に基づく給付金、事業等の継続に必要な機械等、福祉や救済的な目的を持つ給付金等の差し押さえ禁止財産の可否について、法の趣旨に符合しているかを十分吟味し、審査を行い差し押さえをしている。

問 27年度分の差し押さえに
関して、国税徴収法に基づき
差し押さえ禁止財産を遵守し
ていると明言できるのか。
答 滞納事例の流れののっ
りやっている。

問 国税徴収法に基づく財産
調査をどう運用しているのか。
答 滞納処分が必要な場合に、
財産の有無等を明らかにする
ために、本人に確認し、その
帳簿書類を任意に検査する場
合があり、滞納処分を行う場
合もある。大部分の場合、国
税徴収法に基づく金融機関等
への調査を行い滞納処分可能
な財産の把握をしている。

問 納付困難などときの徴収猶
予の運用をどう進めるのか。
答 手続のハードルが高く、
申請を行いやすい制度ではな
い。そのため、納付誓約書兼
債務承認書により、滞納者が
相談しやすい形で、納税猶予
の期間や延滞金の減免等に関
して、より実態に即した減免
を行えるよう運用している。

問 滞納処分の停止、不納欠
損をどう適用しているのか。
答 地方税法に基づき運用し
ている。滞納処分できる財産
がない場合、金融機関等を調
査した上で、破産等、事業不

振による会社倒産等の確認を
行っている。解雇や世帯構成
から見て生活保護基準程度の
収入しかない場合及び生活保
護を受給している場合は、滞
納処分することで、生活を著
しく窮迫させるおそれがある
場合に該当する。所在及び滞
納処分できる財産がともに不
明である場合は、出国確認や
現地調査により不居住の確認
を行っている。不納欠損は、
執行を停止した場合、地方団
体が徴収金を徴収することが
できないときは、徴収金を納
付し、または納入する義務を
直ちに消滅させることができ
るということで理解している。

問 インターネット公売の収
入は。地方税法の換価の猶予
の要件を厳格に進め、インタ
ーネット公売は中止すべきと
考えるが、その点の関係性は。
答 27年度は2回インターネ
ット公売をしている。買い受
け代金2,564万4千円、
市税充当額1,487万7千
円。インターネット公売は、
差し押さえ財産の換価を行う
方法で一定の成果を上げてい
る。権利関係が影響する不動
産等は、売却が進まない物件
でも、全国に向けて買い手を

募集できるので、滞納された
税等を回収する方法としては
優位性があると考ええる。イン
ターネット公売が必要なのか
よく判断した上でやりたい。
問 納税者に対してどうい
う態度でこれから接するのか。
答 租税法主義に基づきや
つていく必要はあるが、人情
味ある対応はしていくべきで
あると心得ており、新たなマ
ニユアルをつくり、血の通っ
た納税徴収をしたい。

一般質問 奥田 寛 (至誠会)

幼・保人口の問題

問 市役所にとって人口とは、
お客さんの数である。昔の総
合計画等では、本市の人口は
平成19年頃に19万人に増える
とされていたが、12万5千人
どまり。需要見込みが大きく
食い違っている。160億円
をかけて一日255トンのご
みを燃やせる焼却場を建てた
が、130トンのごみを燃や
したこともなく、半分規模の